

## はじめに

ベンジャミン・アイデルソンの『差別とディスリスペクト』(2015年)は刊行から四年経つが、英語圏の差別の哲学を総括した上で独自の主張を展開した議論として、差別の哲学において依然として最重要文献の一つであり続けている。英語圏では、差別に関連する哲学的な議論としては、たとえば七〇年代初頭にはアファーマティブ・アクションに関して哲学者たちの論争があり、また法学と近接する領域での批判的人種理論の議論、そしてもちろんフェミニスト哲学者による女性差別に関する議論には多くの蓄積がある。しかし、差別という言葉そのものを対象とした哲学的な研究がまとまった形で展開されるようになったのは、二〇〇〇年代中盤以降であると言える。そのなかでも本書は近年の差別の哲学の諸議論の一つの集大成と呼べ、その考察の包括性と周到さそして体系性において際立っており、詳細な紹介に値する。

本稿の主な目的は同書の議論を紹介することだが、最後に簡単な疑問点とコメントも加えたい。あらかじめ私自身の見解を示しておくとして、私は、アイデルソンの議論は非常に重要な考察と指摘を多数含んでいると考えるが、その核となる主張には同意していない。アイデルソンの議論の基本的な枠組みは、以下で見るように、一種の意図説を軸にして、帰結主義をそれに組み合わせる混成(ハイブリッド)説である。アイデルソンによれば、差別が不正または悪質(wrong)なのは、行為者が被差別者を他者と同等に、または自律した個人としてリスペクトしないからであり、そのことは、その差別行為がマイノリティ属性に基づいているか、またはたとえば「耳たぶの大きさ」に基づいているかには関係がない。それによれば、マイノリティを対象とする差別は、マジョリティを対象とする差別よりもつねに悪質であるわけではなく、害が大きくなる蓋然性が高いからより悪くなることが多いという位置づけにとどまる。しかし私は、マイノリティを対象とした差別には、害の大きさとは別の点で悪質さがあると言えると考えている。

もう一つ、差別の哲学の議論を検討する際に、確認しておくべき論点がある。それは、そもそも差別の哲学とは何をする事なのか、つまりその考察・分析の目的である。

私の理解では、差別の哲学の課題は、第一に、私たちはどのような行為を「差別」と呼んでいるのかを解明することであり、第二に、道徳的な評価が伴う差別について、悪さを作り出す特徴を明らかにすることである。これらは総じて、私たちが日常的に行っている言葉を使った実践の解明であり、それは実践の解釈という面をもつ。

哲学的な分析、差別や責任などの言葉の分析では、その日常的な用法を無視して哲学者が勝手に言葉の意味を変えてしまうことはできない。他方、多くの人々が非反省的なレベルでもっている直観を単に集めたところで、一貫性・整合性と包括性をもつ理解に至ることは期待できない。哲学的な分析の目的は、この中間にあると言える。つまり、「私たち」の直観的な理解に依拠しつつ、その中核にある重要な直観を取り出してその構成要素を明らかにし、対象となる言葉についての整合的かつ包括的な理解に至ることである。

差別の哲学では、差別のパラダイムケース(典型例)——アイデルソンは「コアケース」という表現も

使っている——が考察のいわば土台になり、また議論の妥当性を評価する際の試金石になる。もちろん、この土台は絶対に崩れないような強さをもつものではない。場合によっては、私たちが「差別」と呼んでいる諸現象には、実は一つの言葉で表現するには根本的に不適切な要素が混在しているということが判明するかもしれない。ただし、仮に私たちの直観の強固な土台を掘り崩すような結論を出すとしても、そのためには、私たちの「差別」という語を用いた実践に対して整合的な、より強力な根拠が必要になる。たとえば私は、差別の哲学の諸課題のなかで、差別のパラダイムケースを他から区別するという課題は（他のすべてに優先するとは言えないとしても）かなり中心的な課題だと考えている。

繰り返すが、アイデルソンの議論は、近年の英語圏の差別の哲学における一つの到達点と言ってよく、その議論の緻密さと説得力、他説の検討の幅広さと鋭さにおいて際立っている。その結論に同意するかどうかは別として、同書は、差別の哲学の必読文献であり、差別について根本的に考えようとする人にとっても多大な示唆を含んでいる。

なお、以下では、アイデルソンの議論を紹介するパートがかなり長くなっていることを最初にお断りしておきたい。それは、彼の議論は非常に有用であると思われるので、できるだけ細かく紹介したいと考えたからである（とはいえ、すべての論点を網羅しているわけではない<sup>iii</sup>）。すでにこの種の議論に馴染みがあり、概要のみで十分という人は、以下の一一の概要の後に、二一まで飛ばして頂ければと思う。二二以下は、アイデルソンの議論に対する私自身の疑問点である。

## 一 アイデルソンの議論の紹介

### 一一 概要

アイデルソンの『差別とディスリスペクト』は三部構成の全六章で構成されている。第一章と第二章からなる第一部では、差別概念が分析論される。第一章で道徳的に中立的な差別に関して暫定的な定義が与えられ、第二章では、この定義に基づいて「間接差別」と呼ばれている諸事例が検討される。第二章でアイデルソンは、「間接差別」という概念を使って論じられてきた諸事例は、実際には第一章で定義される直接差別に回収されるか、またはそもそも「差別」と呼ぶことは適切ではなく、機会不平等または分配の問題として扱うべきだと主張している。

第三章から第五章で構成される第二部では、道徳的に「悪質な差別」の悪の根拠が論じられる。アイデルソンは、差別はその害（harm）などによって偶然的に悪くなるのではなく、本質的に悪質なものとした上で、この本質的な悪の根拠を「ディスリスペクト」に求める。アイデルソンによれば、個々人の利害関心の中でリスペクトへの関心には本質的な重要性がある。そして、差別者が人々を扱う際の「熟慮過程（deliberative process）」の中で対象者をリスペクトし損ねることに、悪質な差別の悪の根拠があるとされる。第四章と第五章では、リスペクトが「平等へのリスペクト」と「自律へのリスペクト」の二種類に分けられ、他説との比較を通してリスペクト説が擁護される。

最後の第三部（第六章）では、本書が定義する意味では他者をディスリスペクトしないが、しかし悪質な差別だと考えられる事例として、人種プロファイリングが扱われる。アイデルソンは、プロファイリングに伴う害を二つに分ける。一つは、プロファイルされる人々に対する害であり、これが「狭義の害（Narrower Harm）」と呼ばれる。もう一つは、プロファイリングの直接的な対象にならないが、その特徴を共有する人々、そして社会全体に与えられる害であり、これが「広義の害（Broader Harm）」

と呼ばれる。この「広義の害」に基づいて、いくつかのプロファイリング——マイノリティを対象としたプロファイリング——が悪質な差別になりうると論じられる。

最初に述べたように、アイデルソンの議論は全体としては、悪質な差別の悪の根拠を「ディスリスペクト」と「害」という二つの要素に求める点で、混成説である。ディスリスペクトは行為者の「熟慮過程」に帰属される点で——アイデルソン自身は意図説を批判しているが——意図説の一種であり、他方、プロファイリングについては害に依拠する点で帰結主義である。

アイデルソンの議論は細部にわたり周到な考察が展開されているが、彼が自説を他説と区別する重要なカギになるのは、第一章の差別の定義のなかの「説明条件」と、第三章の「熟慮過程」論である。また、パラダイムケースと他の例との違いは、第六章のプロファイリングをめぐる議論で主題化される。

## 一-二 差別概念の分析

アイデルソンの議論も、現代の差別の哲学のいくつかの議論と同じく、道徳的な評価をひとまず抜きにして「差別」を定義するところから始まる。アイデルソンは、道徳的に「中立的な差別」を類似の行為から切り分けることで定義する。

まず、差別は単に人々を区別することではない。単に人々を区別することを「差異処遇 (differential treatment)」と呼ぶとすれば、差別はもちろん差異処遇ではあるが、差異処遇のすべてが差別ではない。

次に、差異処遇のなかでも、人々を区別した上で、その一方を何らかの面で不利に扱うこと、または不利益を与えることが、差別だという理解がある。この扱いを「不利益を与える差異処遇 (disadvantageous differential treatment)」と呼ぶことができる。これは一見、ほとんど差別と同じように見える。だが、両者には異なる点がある。たしかに、差別はある人々を不利に扱うこと、または不利益を与える差異処遇である。だが、不利益を与える差異処遇のすべてが差別だとは言えないからである。たとえば、まったくランダムな基準で人々を分け、その一方に不利益を与える行為があるとして、それは「不利益を与える差異処遇」ではあるが「差別」ではない。たとえば「くじ引き」や「じゃんけん」で当選／落選が決まるような場合、これは落選者に当選者に比べて不利益を与えている。しかし、これを「差別」と呼ぶとすれば、それは「差別」という言葉の拡大解釈になるだろう。

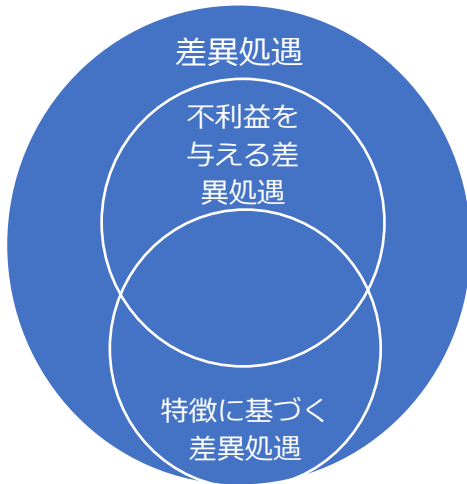
このように論じた上でアイデルソンは、対象者のあいだの違いに反応 (response) して人々を区別し、その一方を不利に扱う行為を「差別」とする。ここでの差別は道徳的に中立的であり、この中立的な差別のなかに悪質な差別がある。たとえば、典型的な差別である人種差別は、人々をその人種という特徴 (trait) または性質 (qualities) に反応して、またはそれらに基づいて (on the basis of) 行われている (14-17)。

以上のアイデルソンの分析はシンプルであるが、妥当だろう。アイデルソンはとくに論じていないが、以上の分析からは、何らかの特徴に反応しつつ、しかし一方に対して不利益を与えないような差異処遇というカテゴリーも論理的に成立しうる。人々を区別する行為としての広義の差異処遇——つまり単なる「区別」——は、「不利益」と「特徴」という二つの基準から四つに分類される。それを仮に表にするとすれば次のようになるだろう。

	不利益を与えない	一方に比較的 不利益を与える
特徴に基づかない	(例) 受験番号別で試験室を分ける <sup>iii</sup>	(例) クジの当落
特徴に基づく	(例) 男女別更衣室	差別

ここでの「差別」には悪質な差別も含まれるが、道徳的に中立的なものも含む広い意味での差別である。

以下で見るように、たとえば、小規模の会社の社長が、自分の子どもや親族を雇用や昇進の際に優遇するといった行為も、この意味での差別にカテゴライズされる。包摂関係についてはベン図で示した方が分かりやすいかもしれない。



この図では、内側の二つの円が重なる部分が中立的な差別である。

アイデルソンは「中立的な差別」の暫定的な定義を、次のように与えている。

Xが直接YをWの次元で、Pに基づいて差別しているのは以下のときに限る。

**【差異処遇条件 (Differential Treatment Condition)】** Xは、YをWに関して、Xが実際にまたは反事実的に想定される他者Zよりもより不利に (less favorably) 扱う。

**【説明条件 (Explanatory Condition)】** Xが、YをPであるらしいと見なす仕方と、ZをPと見なすまたは見なすだろう仕方の違いが、この差異処遇の説明のなかに表れる (figure)。 (17)

この二つの条件のなかで「差異処遇条件」については、それほど異論はないと思われる。他方、「説明条件」はアイデルソン独自の条件であり、また第三章以下の議論にも関わって重要である。

上記の定義全体で用いられている記号については、まず、「X」とは、個人から組織、制度までを含む行為者 (actor) である。たとえば「法令」が差別しているという場合には、不特定または暗黙の行為者による差別だということになる。「Y」と「Z」には個人も集団も当てはまる。ただし、Yに関して、Xが差別している人々と、Xが差別する基盤 (basis) については次のような違いがありうる。

たとえば、ある行為が「移民に対する」差別だとすると、Yは移民の人々である。しかしその移民たちが「人種」に基づいて差別されている場合、その差別の基盤 (basis) は人種であり、Xが行っているのは人種差別である。つまり、差別されている人々が共有する特徴によって「Y」が特定されたとしても、そのことは、Xが行っている差別の「種類」については何も情報を与えない場合がある (18)。

次に、アイデルソンによれば「説明条件」は、差別者の扱いに関する「説明」に、被差別者の特徴に関する差別者の知覚 (perception) が「貢献する」かどうかに関わる。ただ、この知覚による説明は、通常の意図説とは異なる。アイデルソンによれば、この知覚は、差別者本人が提示する説明とは異なりうるし、それどころか差別者自身がその特徴に対する信念をもっていなくても、またはそれを自覚していなくてもよい。アイデルソンはこれを次のような例で説明している。

渋滞の列に車を停めて待っているときに、前方から黒人が歩いてくるのが見える。ドライバーは思わず、車のドアにカギがかかっているかどうかを確認する。

このドライバーは、黒人に対して反応した際の自らの感覚や意識に気付いてさえいないかもしれない。何となく「漠然とした不安」を感じただけかもしれない。アイデルソンによれば、仮にこのドライバーが人種に対する特定の信念をもっていないとしても、このドライバーは歩いてくる人を、黒人として「見なして (regard)」いる (22)。このような考察を踏まえて、アイデルソンは説明条件について次のように述べている。

説明条件は、特徴Pに関する違いが意識的に知覚されていさえすれば、自身が行う差異処遇を説明する役割をPに関する知覚が果たすことについて、本人が気付いている必要はない (22)

この「説明条件」をより明確化する例として、アイデルソンは「構造的差別 (structural discrimination)」を取り上げている。アイデルソンによれば、一般に「構造的差別」とは、形式的に中立的な手続きを通して、特定の人々の集団に負担を課すものとして定義されている。そして、この集団に対して悪影響を与えるのは、その背後にある物理的または社会的なダイナミクス (つまり「構造」) があるときのみだと理解されている (25-6)。そしてそれは、「説明条件」によってよりうまく理解できる。

ジェットコースターの係員がサリーの「身長が足りない」ことで、入場を断るとする。これは身長差別であると言える。しかし、サリーの身長が低いことは、彼女の年齢によって部分的には説明できる。では、この係員は、年齢差別をしたことになるのだろうか。だが、係員は明らかに、少なくとも直接的には年齢に基づいて差別しているわけではない。(19, 24)

この事例についてアイデルソンは、サリーを係員が排除した行為に、サリーの年齢は何らかの関係があり、これは「構造的差別」の事例だと考えるのが適切だと論じる (24)。それによれば、

ある行為または方針がPに基づく「構造的差別」であるのは、それが、他の集団との関係でPによって定義される集団 (group defined in terms of P) に対して比較的な不利益を与え、かつそのことがPに関する違いによって部分的に説明されるときである。(25)

この差別が通常の違いと異なる点は、比較的不利益と当該の特徴とのあいだの説明的な結びつきが、差別者がその特徴を知覚または反応する仕方に媒介されている必要はない、という点にある (25)。

アイデルソンによれば、上記の事例でサリーの身長に基づく排除は、構造的な年齢差別の一例である。また、たとえば学術的業績に基づく賞は——家族の裕福さがこの学生の学業のレベルの高さを部分的に説明するならば——、家族の裕福さに基づく構造的差別になるかもしれない。

このように論じて、アイデルソンは、構造的差別の彼自身の定義は、先の一般的な定義を十分にカバーすると述べる。また、同時に上の定義は、構造的差別と、ある集団に不均衡に負担が及ぶ状況（しかしそれはその人々が当の集団のメンバーであるからではない状況）との区別も保持している。

以上のようなアイデルソンの中立的差別の定義はかなり包括的である。たとえば、アイデルソンは被差別者の特徴の「社会的顕著性 (social salience)」によって差別を定義しようとする議論に対して、ある差異処遇を差別にするために社会的顕著性が必要だという議論には説得力がない、と批判する (26-8)。

社会的顕著性をもつ特徴とは、当該社会のなかで様々な処遇の根拠として用いられる特徴を指す。典型的には女性であることや黒人であることなどである。しかし、アイデルソンによれば、被差別者の特徴Pは、肌の色であれ、髪の毛の色であれ、「耳たぶの大きさ」であれ何でもよい。「耳たぶの大きさ」や「髪の毛の色」は社会的な相互行為においてほとんど何の意味も持たない。しかしアイデルソンは、差別という語を道徳的に中立的に用いる場合には、ある事務所がたとえばブロンドの髪の毛の求職者を雇用しない場合、たとえ髪の毛の色がほとんど社会生活にとって意味をもたないとしても、それを髪の毛の色が金色であることに基づく差別だと言えるとする (29)。

さらに、中立的な差別の定義においては、特徴Pは身体的な特徴には限定されない。たとえば、家族以外の人や、適性のない応募者への不利益扱いは、道徳的にとくに問題のないものとして一般に受け止められている。しかしアイデルソンによれば、「差別」を道徳的な意味を含まずに用いるならば、(たとえば雇用の場面で) 家族や親族を優遇することは、「家族以外」に対する差別だと言える (29) iv。また、喫煙者を雇用しない病院や、健康状態や既往症に基づいて保険の額を変える保険会社について「差別だ」と言うことは、別におかしくはない。

このように述べた上で、とはいえアイデルソンは、社会的顕著性が「道徳的に重要なカテゴリー」でありうることは否定してはいない。だが、なぜ社会的顕著集団への差別が、それ以外のものと異なるのかは、それ自体が差別の道徳的分析の仕事であると指摘されている (30)。

この章では、道徳的に悪質な差別に関連して、もう一つ重要な論点を取り上げられている。それは、差別が一方を他方に比較してより悪くまたはより好ましく扱うとして、どの点で「より悪く (worse)」または「好ましく」扱うのか、という問題である (この文脈での「より悪く」という語は、二つの扱いの比較に基づく記述であり、たとえば「天気がより悪い」というような非道徳的な意味で用いられている)。ある処遇がより悪いかどうかは、当人たちの特定の利害関心の満足という観点から見ているのか、またはその利害を全体として見ているのかによって変わりうるからである。

アイデルソンによれば、「反して差別されている (being discriminated against)」という場合、当人たちの利害について特定の側面で比較的に不利な (comparatively disadvantageous) 扱いでなければならぬが、その人の境遇全体に対して不利益を与えている必要はなく、特定の利害に対して不利に扱っているだけでよい。この特定の利害のなかでもとくに重要なものに、「尊敬をもって扱われることへの利害関心」がある (31-2)。たとえば、

航空会社が、スミス氏が黒人であるがゆえにチケット発行を拒否することは、たとえその飛行機がそ

の後、墜落することになったとしてもスミス氏を傷つけている。

これは事後的に見れば、スミス氏の利益全体という観点からすればむしろ（飛行機に乗れずに）良かったと言えるかもしれない。だが、この拒否は、「人種的スティグマ化を避けるという特に重要な特別な利害関心を侵害している」（32）。

また、尊敬という特定の利害関心のなかに比較的不利益があると言える場合と、処遇そのもの——たとえば雇用という次元——のなかで不利に扱う場合も区別できる。

ある学術雑誌Aに投稿しようとしていた女性が、何らかの偶然により別の学術誌Bに投稿してしまったとする。当人はBに論文が掲載されることに対する利害関心がなく、それを望んでいないとする。この学術誌Bの編集者たちは、彼女の論文を、性別を理由にリジェクトする。（34）

ここで、彼女は、性に基づく差別を受けたことになる。また同時に、雑誌Bの編集者は、彼女を論文アクセプトという次元で差別している。彼女の利害関心は、編集者の行為をある次元で彼女に対する差別にするが、それは論文が受理されることに対する利害関心ではない。彼女はそもそも、雑誌Bに掲載される利害関心をもっていないからである。このようなケースから、尊敬をもって扱われることに対する利害関心が、独自の重要性をもつ問題だということが分かる（34-5）。

### 一三 差別とディスリスペクト

以上の分析を踏まえて、第二章では「間接差別」概念が論じられる。アイデルソンによれば、従来「間接差別」と呼ばれてきた諸事例は、上記の（直接）差別の定義に包摂されるか、またはそれによって包摂できない場合には、そもそも「差別」と呼ぶのは適切ではない。

第三章から第五章が本書の中核部分をなす「道徳的に悪質な差別」の分析である。

第三章では、差別の悪の根拠をディスリスペクトに求める理由が論じられる。

アイデルソンによれば、差別が本質的に（*intrinsically*）悪質な場合があるという直観は重要である。この点で、悪質な差別の悪の根拠を「害」に求める議論は、この「本質的な悪」を説明できない点で退けられる。害がある限り、または害が大きい限り悪質なのだすると、差別は偶然的（*contingently*）に悪質としか言えなくなるからである（71-2）。この点は、次のような印象的な例を通して考察されている。

オレゴン州ポートランドでの調査からは、横断歩道のない道を渡ろうとしている歩行者が黒人である場合、白人と比べて、通行する車が停車する数がわずかに減り、黒人の方が長い時間待たされる傾向にあるということが示されている（73, 108）。数秒間長く待たされるという予見可能な結果（害）はたしかにわずかである（73）。（アイデルソンは述べていないが、統計がなければ当人たちも気づかないだろう）だが、ドライバーの振る舞いは、悪質な差別ではないかという疑いがある。アイデルソンはこれらの事例を踏まえて、差別の本質的な悪の根拠をディスリスペクト——リスペクトの欠如——に求めている。

「重要な種類のリスペクト（*relevant sort of respect*）——一人の個人としての地位に対する認知的リスペクト<sup>vi</sup>——は、その人が一人の個人であるということに関する様々な規範的な結論を心にとどめる

(take to heart) 積極的義務 (affirmative obligation) を課し、その人の行為をそれに従って統制する」(74-5)

アイデルソンによれば、問題は、この積極的義務によって行為が統制されていたかどうかである。

では、それをどのように判断するのか。それは行為者の熟慮過程 (deliberative process) に求められている。「熟慮」というと、ふつうに考えると、少なくとも本人自身の自覚的な意識を伴い、また意図なども伴うことが多いと思われるが、アイデルソンは熟慮過程を、意図や動機、信念などの行為者の心理状態とは異なるとしている。たとえば、敵対的または中傷的 (defamatory) な信念といった積極的な要素がなくても、ある人の人間性の適切な認知の欠如 (absence) によって—その欠如が意図的に生じるのか過失によって生じるのかにかかわらず—、その熟慮は道徳的に欠陥のあるものになりうる、とされる (75)。

アイデルソンによれば、ある行為が認知的リスペクトを欠いているかどうかの評価は、単に行為の外形的な特徴—行為タイプの「薄い記述」—だけに基づくものではなく、また動機だけでなく、行為と動機の複合—「厚い記述」の下での行為記述—に対して与えられる (77)。この記述の対象になるのは「熟慮過程」であり、リスペクトはこの過程に帰属される一つの態度である。

この「態度」とは、「ある人物をどのように知覚する傾向にあり、どのような感情を持ち、考慮に入れ、そして行為するかの複雑なセットであり、行為を通してある態度を表出することとは、この態度が私たちに与える理由に基づいて行為することである」(78)。アイデルソンによれば、認知的リスペクトは、ある人物が関係する場面で、ある特定の仕方でも熟慮し行為する理由を与えるが、それは何らかの心理的な動機をもつことではない。

第三章の残りの部分は、関連する諸説との対比を通じた自説の説明に充てられている。リスペクト説は差別の哲学において、大きく二つの理論、第一に意図や信念などの心理状態に求める理論と、第二に社会的意味に求める理論によって採用されてきた。アイデルソンは、心理状態説を上記のように退けたうえで、社会的意味説については次のように批判する。

アイデルソンの批判の根拠は、先にみたように、リスペクトとはある行為者が他者に対して抱く態度だということである。アイデルソンはこの意味でのリスペクトの欠如を「基本的ディスリスペクト」と呼んで、行為者の態度にかかわらず社会的文脈や慣習によって特定の行為に帰属される「慣習的ディスリスペクト」から区別している。そして、後者はあくまで前者を前提とした「派生的」な形態にすぎないと論じる。

社会的文脈や慣習によって帰属されるリスペクト説の代表者は、デボラ・ヘルマン (Hellman 2008=2018) とパトリック・シンである。ヘルマンらによれば、ある行為は本人の心理状態はもちろん、その態度にも言及せずに、外形的な行為タイプ—行為の「薄い記述」—だけに基づいて、文脈や慣習などにより「ディスリスペクト」していると言える。だが、アイデルソンによれば、この議論は、何がリスペクトを構成するのかという構成的問題と、どのようなタイプの行為がリスペクトまたはディスリスペクトを表現しているかという認識的問題を混同している (89)。アイデルソンによれば、リスペクトやディスリスペクトを構成するのは行為者の「熟慮過程」に帰される態度であり、社会的な意味や慣習そのものがリスペクトすることはない。ただし、行為の外形的特徴は、当の行為者がディスリスペクトフルな態度もっているかどうかを推察し認識するための手掛かりにはなる。



アイデルソンによれば、たとえば特定の文化を知らなかったとして、握手をしなかった場合、その人は相手にディスリスペクトを示していることにはまったくならない。ただし、その理由はディスリスペクトに行為するのはそうする意図がある場合だからではないし、ディスリスペクトはそれを行う当人にとってつねに判明しているものだからでもない。むしろ人は、意図せずに、他者の道徳的な地位を適切に自らの実践的考慮に統合し損ねることで、ディスリスペクトフルに行為することができる。しかし人は、単に慣習的にディスリスペクト的な仕方で行うことによって、リスペクト基準を充足することに失敗しない、と強調されている (86)。

アイデルソンは、以上のように、慣習や社会的文脈がそれ自体としてある行為をディスリスペクトにするという議論を批判するが、とはいえ、実践的にはヘルマンやシンの議論と本書の議論は多くの場合で一致すると述べている。というのも、慣習的ディスリスペクトはしばしば物理的または心理的に害があり、基本的リスペクトは通常、相手に対する害のリスクを考慮するよう要請するからである (87)。

#### 一四 平等に対するディスリスペクト

第四章と第五章は、悪質な差別の根拠となる二種類のディスリスペクトが論じられる。第四章は、人の等しい道徳的価値に対するリスペクトの失敗または欠如——「平等」に対するディスリスペクト——が、第五章では、各人を自律した人生を営む主体としてリスペクトすることの失敗・欠如——「自律」に対するディスリスペクト——が論じられる。

第四章では、まず平等へのディスリスペクトにとって前提となる重要な考え方が「利益テーゼ (interest thesis)」として定式化される。

「ある人格が、別の人々と比較して等しい価値を持つことを尊重するためには、その価値をディスカウントするよい理由 (good reason) がないならば、その人の利害 (interest) を他の人々の利害と等しく評価しなければならない」 (97)

このテーゼは、「ブラック・ライブズ・マター」というスローガンをはじめとして、差別をめぐる多くの一般的な言論において重要な役割を果たしている基本的なテーゼとされる。これは、アイデルソンによれば、それを覆すに足る他の理由がないかぎり維持される原理である。つまり、ある人の他者との等しい価値をリスペクトするためには、人は、彼女の利害関心を他の人のそれと同等に——それをディスカウントするための良い理由がない限り——価値づけなければならない (97)。

第四章は、大部分、この議論を「信念ベース説 (belief-based view)」に対する批判的検討を通して擁護することに費やされている。ディスリスペクトとは、その人の人格としての平等な価値についての中傷的 (defamatory) な信念を含むものとして理解する論者は多いし、また常識的にもそう見えるからである。しかしアイデルソンによれば認知的リスペクトの欠如を帰属するために、行為者がこの種の信念を持っている必要はない。

この信念ベース説には、リップパート＝ラスムッセンによる重要な批判がある。いま仮に、被差別者に及ぼす害が同程度の差別的処遇が行われる、二つの場合があるとする。(a) 差別者が、被差別者には他の者と同等の価値はないという信念をもっている場合と、(b) 差別者が、今と同じ信念をもっていない

場合である（つまり、被差別者を他の者と同等の価値があると見なしている場合）。リップート＝ラスムッセンによれば、(a) と (b) を比較したとき、両者は少なくとも同程度に悪い (bad) か、あるいはむしろ (b) の方がより悪い (worse) という直観がある。(a) は被差別者の同等の価値を認めることに失敗しているが、(b) は被差別者が同等の価値をもつと考えながら、いわば確信犯的に差別を行っているからである。もしこの直観が妥当だとすると、平等な価値をもたないという信念が差別を悪質にするという信念ベース説は失効する (103)。信念ベース説によれば、(a) だけが悪いのか、少なくとも、(a) が (b) よりも悪いと考えなければならないからである。そしてそれは反直観的である。

アイデルソンは、この批判の妥当性を認めた上で、自説ではこの批判をうまく処理できると応じている。アイデルソンの議論は二段階である。アイデルソンによれば第一に、利害テーゼは、差別者が何を信じているかに関わらない。利害テーゼは、誰かをリスペクトすることは、当人を他者と等しい利害の担い手として「応答すること」を要請する。この要請は、正しい信念をもつことだけではなく、考慮と行為が実際にそれに対応していることを要求する。そして、リップート＝ラスムッセンの二つのケースは、いずれも実践的考慮のなかで被差別者の利害を軽視しているという点で共通している (103-4)。実践的考慮は、特定の種類の行為に対する理由として特定の考慮を採用することによって構成されるとすれば、いずれのケースもそれに失敗している。(104)

ただし、この二つのケースが同等だというだけでは、この批判が示す直観を説明したことにはならない。アイデルソンは第二に、ディスリスペクトの種類の違いに応じて悪の程度も変わるとする。単なるディスリスペクトと侮辱 (contempt) である。侮辱は、積極的なリスペクトの拒否を含んでおり、単に誤った信念を持つことではない。たとえば、レイシストは単に誤った信念をもっているのではなく、人格の平等性を拒絶 (repudiate) している。ルワンダのジェノサイドで、フツ族の悪は、ツチ族を「ゴキブリと同等物」であると評価する単なる誤謬 (mistake) にあるのではなく、同等の人間であることを認知しながら、にもかかわらず「あたかも」ゴキブリであるかのように見なしたことにある (105)。

こう考えれば、(b) の方が、単に平等の価値の認知に失敗しているのではなく、その価値の積極的な「拒絶」をしている点でより悪い (worse) と言える。そして、この認知は信念に結びついているわけではない。実践的考慮 (practical deliberation) における価値への重み付けの拒否が、その行為を特に悪い (especially bad) ものにする (106) vii。

以上の議論を経てアイデルソンは、信念ベース説（主にラリー・アレクサンダーの「認知説」とリチャード・アーネソンの「敵意説」）と自説との違いを明らかにしている。重要な例の一つは、無意識的な偏見や「インプリシットバイアス」と呼ばれる事例である。じっさい、差別が明確に差別者に自覚されていることはむしろ少ない。

まず、アレクサンダーの「認知説」では、誰かに対してその「価値が劣っている」という判断に基づいて行為しないならばディスリスペクトはないとされるが、アイデルソンの議論ではそのような積極的な（負の）判断がなくともディスリスペクトしていると言える。

ここであらためて、黒人の通行者が横断歩道のない道路を横断する際に少しだけ長く待たされる (108) という事例が取り上げられている。

アイデルソンによれば、この歩行者のケースで問題になるのは、ドライバーが黒人の価値が劣っているという判断に基づいている必要はない。というのも、リスペクトの道徳的要請は、認知の積極的義務を強いるが、この義務は、無意識の見逃しによっても履行に失敗しうるからである (109-10)。たとえば、

家族以外の人をあまり価値のないものとして処遇するとすれば、家族以外をディスリスペクトしているということになる。ただし、アイデルソンによれば、平等な考慮への要請は、推定上の要請(presumption)にすぎず、家族などの真の個人的な愛着に規範的な重要性があると言えるならば、そこにはディスリスペクトはないと言える(111-2)。

次に、アーネソンの議論について、アーネソンは嫌悪に基づく態度を重視しているため、「正当化されない敵意説」と呼べる。この議論については、仲間集団(a preferred group)への特別な関心から行われる差別の悪を説明できない、という(リップパート=ラスムッセンによる)批判がある。特定の人々を過剰にリスペクトすることは、別の人をディスリスペクトすることを含まないため、アーネソンの議論ではこれを批判できない(112-3)。この批判に対して、アーネソンは、集団ベースの偏り(partiality)は本質的に道徳的に悪ではないと述べている。アーネソンによれば、特定の人々へのエコヒイキによる差別は、その他の人々に対する敵意から生じるものではないので批判できない。

アイデルソンは、この点についてはアーネソンに同意できるとする。ただし、アーネソンの議論では、たとえばアフリカ系アメリカ人コミュニティと白人コミュニティの違いを説明できない。アフリカ系アメリカ人コミュニティは、たとえば白人に敵意があるわけではなく、様々な歴史的経緯や不正義の帰結でもあり、少なくともそのコミュニティへの愛着を、家族や隣人と同じ仕方で正当化しうる。他方、白人コミュニティという観念は、人種的偏りを正当化するためだけに想像されたフィクションに見える(113)。アーネソンの敵意説では、白人のニーズや利害に敏感な人がそれに従って行為するとしても、それが黒人に対する敵意を伴わない限り、それを批判する基盤はない。しかしアイデルソンによれば、これは「前理論的な常識の不動点(the fixed points of pretheoretical common sense)」を把握し損ねているという問題がある(114)。

最後に問題になるのは選好(preference)である。

一方に、選好そのもののなかに、特定の人々の利害の軽視という意味でのディスリスペクトが含まれる場合がある。これは比較的分かりやすい。たとえば、移民を採用することで自国民のなかに敵意が生じ、政治的または経済的バックラッシュが生じることを懸念し、自国民を採用するような場合(reactive qualificationの一種)があるとする。これは、アイデルソンの議論から、移民の利害関心を反映していないゆえに悪質な差別だと言える。

他方、選好そのものの中にディスリスペクトがなく、その選好を追求する方法の中にディスリスペクトが見出せる場合は少し複雑である(117-8)。このようなケースについて、アイデルソンは次のように論じている。

ここに、ある種の伝統を好む人がいるとする。この伝統そのもののなかにディスリスペクトがあるとは言えない場合もあるし、またこの伝統を擁護することはそれ自体としてディスリスペクトフルにはならないこともある。しかし、その伝統が、特定の人々の重要な利害関心を無視したりまたは害を与えたりしている場合には、この伝統を擁護したり助長する(furtherance)ことは、ディスリスペクトになりうる。それは、その特定の伝統や信念そのものの問題というより、その伝統などに対する自らの選好を簡単に他者に押し付けたりすること自体が、この伝統により差別されている人々の「利害を規範的に重要なものとして扱わない」ことになるからである。そしてそれはディスリスペクトフルである(119)。

アイデルソンは、かつてトランプ大統領が、同性婚の合法化に反対して「長いパターに変える人がいるが、みっともないし、気持ち悪い」とゴルフに喩えた発言を取り上げている。アイデルソンはこのよ

うに、同性婚という当人たちの重大な利害に関わる事柄を、ゴルフのパターという些細な例に喩えること自体が相手の利害を軽視しており、ディスリスペクトであると指摘する。

次に、ある集団に対する一般化に基づく信念とそれに対する選好が、ディスリスペクトではない場合もありうる。一般化のない個人的選好として挙げられる例も示唆的である。

ミCHELは女性の産科婦人科医を選択する。これは誰か（男性）を人格としてリスペクトすることに失敗しているとは言えない。なぜなら、ミCHELはここで他の人々の利害の重みを比較評価しておらず、自分自身の利害にウェイトを置いているからである。(123)

同じように、たとえばデート相手や結婚相手を選択することもまた、別の人々の価値の暗黙または明示的な否定に基づく選好ではない。それは、競合する人々の利害関心に重みを与えなければならないような場面ではないからである(123)。

しかし、問題が生じることもあり得る。たとえば、ミCHELが女性の産科婦人科医を選択するだけでなく、白人女性の医者を選択する場合には事態は変わってくる(123-4)。しかし、その理由が正当化可能な場合もある。ここでもアイデルソンの具体例に基づく考察は繊細な区別を行っており、示唆的である。

たとえば、ミCHELが反レイシストであり、インプリシットバイアスについて熟知しているので、黒人の人々に対する自らの振る舞いについて過度に心配性になっているとする。「間違っただけを言うのではないか」という強迫観念に取りつかれて恐れている。彼女は黒人の人々と接触することが過度の緊張をもたらすので、自らそれを制約してしまうとする。この場合、彼女が黒人の医者を避けることは、相手を人格として認めていないということにはならない(124)。

以上からアイデルソンは、自らの選好の追求が悪い集合的な社会的帰結に貢献することはありうるが、ディスリスペクトを表示していない人々と、ディスリスペクトしている人とのあいだには根本的な違いがあるということを強調している(125-6)。<sup>viii</sup>

## 一五 自律に対するディスリスペクト

ディスリスペクトのもう一つの側面は、個々人を自律した選択の主体として扱わないことにある。一般的にも、悪質な差別の背景には、ステレオタイプなどの一般化があることはしばしば指摘される。しかし、では本当のところ、一般化に基づく差別の何が悪質だと私たちは考えているのか、また考えるべきなのか。

アイデルソンはまず、しばしば一般化が「不正確さ」や「不公平」または対象者への「害」があることは認める。たしかに、一般化が対象となる人々の等しい価値を十分に認めない態度を示している場合は多いからである。だが、それだけが一般化に基づく差別の本質的な悪の根拠ではない。もし仮に一般化が、人々の価値や利害を適切に扱っていたとしても、問題は残される(127-9)。

まず（ヘルマンと同じく）アイデルソンは、一般化の「不正確さ」に基づく批判を斥ける。一般化それ自体がつねにリスペクトを欠如しているわけではないし、また単に不正確だからだというわけでもない。たとえば、試験の点数に基づく雇用も一般化であり、不正確な場合はしばしばある。また正確な統

計に基づく性差別が悪質だとすれば、正確さは問題の本質ではない (132-3)。

次に、集団的な一般化に基づくことは、個々の他者についての情報を誠実に認識しようとしていない点に問題がある、という議論もある。しかし、認識の誠実性に求める議論についても、私たちは、ある人についての、重要かつ入手可能な情報の一部を見逃したとしても、相手を個人として扱うのに失敗しているとは言えない場合がある (134-5)。

このように指摘した上でアイデルソンは、そもそも「人を個人として扱う」とは何を要請するのか、と問う。アイデルソンによれば、「人々は自らのそれぞれの選択と行為の所有者または著者としての地位によって、つまり自律性によって個別化されている」(138)。この意味での自律をリスペクトすることが要請される。アイデルソンは、自律を「個性 (character)」と「行為主体性 (agency)」という二つの側面に分けて、「人を個人として扱う」ということを次のように定義する。

Yについての判断を形成するなかで、XがYを個人として扱うのは、以下の時かつそのときに限る。

**【個性条件 (Character Condition)】** XはYが彼女の人生を形成する際に、自律を行使してきたその仕方についての証拠に対して、適理的な (reasonable) 重みを与える。この証拠が、この決定にとって適理的に入手できかつ重要である場合。

**【行為主体性条件 (Agency Condition)】** XがYの選択に関する判断をするとき、これらの判断は、Yがこれらの選択を自律的行為者として為す能力を軽視する (disparage) ような仕方では、形成しない。(144)

しばしば、人を個人として扱わない差別が悪質なのは、それが「変更不可能な (immutable)」特徴に基づいて扱うからだと言われることがある。もちろん変更不可能な特徴に基づいて扱うことが自律へのリスペクトに抵触する場合はある。しかし、変更できない特徴や、選択されていない特徴 (unchosen trait) に基づく判断でも、悪質な差別ではない場合もある。アイデルソンは、たとえば、私は自分が選択せず変えられない特徴ゆえに決してプロの音楽家にはなれない、という例を挙げている (152)。また逆に、変更できない特徴が、自律した個人を扱う際に考慮に入れるべき重要な要素になる場合もある。

上の条件のうち「行為主体性」についてはそれほど多くの考察を必要としないが、「個性条件」に関するアイデルソンの議論は、例も含めて興味深い。

アイデルソンによれば第一に、誰かを個人として扱うことに失敗するというのは、当人の自律の実践に関する情報を、問題の処遇にとって価値があり、入手可能であるにもかかわらず無視することである。仮に、対象者の自律の実践を考慮したとしても、他の情報を考慮しない場合には、個人として扱い損ねることがありうる。アイデルソンは次のような例を挙げる。

犯罪歴がある人を全員雇用拒否する。これらの犯罪は当人たちの自律的選択だったとする。このうち何人かは、出所後の人生でこの職に適合する選択をしているとする。この選択の証拠が適理的に入手可能であり、かつ雇用者がこれを無視したとする。ここで雇用者は、応募者が為した一つの選択 (過去の犯罪行為) に基づいて判断しているにもかかわらず、そのうちの何人かの人々を個人として扱うのに失敗していると言える。(155)

第二に、個性条件は、私たちの選択そのものが、自ら選択できないような側面とダイナミックに関連しているという事実を認識することと両立する。たとえば私は性別を選択しなかったが、男性としての自己アイデンティティを選択している。私についての判断を、その人種または性別に基づいて形成することで、私の自律を反映した証拠を排除する場合、それはたしかに個性条件を侵害する。しかし他方、私が自らの人種またはジェンダーを「遂行する」仕方に適切に注意することが、個性条件によって要請される場合もある。(156)

第三に、人を判断する際の根拠となる情報の入手に関するコストには違いがある。適理的に入手可能とは何かに関わる。少なくとも(1) 当人の自律的選択を反映しているように見える情報と、(2) 当人が考慮する情報と同様に入手でき、また同等に証拠となる情報を軽視するべきではない、と言える(156)。ここから、人は、他者を「個人として (as individual)」扱うことに失敗せず、個々に (individually) 扱うことに失敗する場合があると言える。もし情報が以上の意味で適理的に入手できない場合、たとえば統計に基づいて扱う場合、それはディスリスペクトではないが人々を「個々に」は扱えていない。これは悪質な差別ではないが、公平性や信頼性などの別の基準から非難可能であると言える場合もある。

第四に、何が適理的に入手可能な情報かは文脈次第であるので、個人として扱うことに失敗するとしても、道徳的に悪質であるかどうかは程度によって変わりうる。

第五に、ある特徴に対して責任があるかどうかはたしかに重要なポイントではある。だがアイデルソンは、運と責任という区別に依拠する「運の平等主義」と自らの議論を区別している。たとえば、当人が自律的に参加した準拠集団についての情報を適理的に入手できる場合、それを適切に扱う義務があると言えるからである(158)。これは先の第二点と関連して、男性という特徴に即した自己アイデンティティを自律的に選択している場合、当人を男性集団の一員として扱うことをむしろ指示するということである。

とはいえ、自律説が適用されない場面もある。まず新生児や動物などは自律した個人ではないので自律説の適用外になる。これらの存在については、利益を等しく考慮しないという意味で平等へのディスリスペクトは成立しうるが、個人として扱うことに失敗するという意味でのディスリスペクトは成立しない。さらにアイデルソンは、自律に対するディスリスペクトにならないための条件を四つ挙げている(161)。

- (1) 個人の自律的選択に由来する他の情報を、不合理に無視することを伴わない場合
- (2) 相手を、そのような選択をする能力を持つ自律的行為者として認識し損ねていない場合
- (3) 彼女の個人としての価値に対する軽視に由来しない場合
- (4) 重要な利害に対する適切に入念な評価を反映している場合

これらの条件が満たされているケースとしてアイデルソンが挙げる例は以下である。

ある店主が、黒人の子どもがブランドXのTシャツをよく買い、白人の子どもがブランドYのTシャツをよく買うという傾向を知っている。ある日、ブランドXのTシャツが万引きされたことを知る。店を二人の子が出ていこうとしている。黒人と白人である。店主は一人だけ止めて聞くことができる。そこで黒人の子どもを止めて聞く。(161)

この店主の行為は、たしかに黒人の子どもを人種として一般化して扱っている。しかしアイデルソンによれば、この場合、個人としての道徳的地位の軽視してはいない。というのも、この店主は彼の行為主体性を消去してはいないし、当人の自律を反映した証拠を不合理に無視しているわけでもないからである。この行為はたしかに悪質 (wrong) かもしれないが、しかしその理由は、ディスリスペクト説明の領域を越えている、とされる (162)。

最後に、他者の一般化は「無意識的」な場合も多い。当人が気付いていない一般化は、通常の意図説との違いが現れる点である。アイデルソンはインプリシットバイアスについて、当人に仮に十分な内省の力があり、問われた際に真面目に答えるならば、問題の信念を持っていると答えられたと言えるかどうか基準であるとする (164)。そのように言えない場合、インプリシットバイアスに基づいており、アイデルソンによれば、悪質な差別であったとしても確信犯的なものに比べると酌量の余地がある。当人にも自らの認知の歪みをコントロールできないからである。他方、人種差別語 (racial slurs) などは無意識的ではないためにより問題が大きい (167)。

アイデルソンのリスペクト説は人々をその利害を評価する際にバイアスをかける平等に対するディスリスペクトと、一般化に基づく自律へのディスリスペクトの二側面に分けられるが、あらためて社会的顕著性については、概念的な違いを作り出すものではないとされる (168)。アイデルソンによれば、本質的に悪質なのは、人々を個人としてリスペクトしないことであり、それは黒人だからそうする場合にも、耳たぶの大きさに基づいてそうする場合にも違いはない。とはいえ、そのように言うからといって、害の違いはありうる。たとえば人種差別は、それ以外よりもはるかに破壊的でありうる (169)。

## 一六 人種プロファイリング・広義の害・ディスリスペクト

以上の二章が本書のリスペクト説の中心部だが、最終章では、先の店主の事例が示唆するようなプロファイリングが対象となる。プロファイリングは統計的差別の一種である。これらは、アイデルソンによれば個人をディスリスペクトしているとは言えない場合がある。しかし、たとえば人種プロファイリングが悪質な差別だという直観は強く、また一理あるように思える。とすれば、人種プロファイリングは本当に悪質な差別だと言えるのかどうか問題になる。また仮にそう言えるとして、その根拠をディスリスペクト以外のところに求める必要がある。アイデルソンは、ある特定の対象者に対するプロファイリング (とりわけ犯罪プロファイリング) は、対象となる集団に対して、特定の社会的な文脈を背景として害を与えるがゆえに悪質であると論じる。

まず、アイデルソンによれば、一般に、知覚できる特徴たとえば人種や性別などと、ある種の犯罪行為 (criminality) などの特徴とのあいだの相関関係を否定することはできない (175)。問題は、ディスリスペクトがなくてもプロファイリングなどの統計的差別などは悪質だと言えるのかどうかである。

アイデルソンの結論は、プロファイル対象となる人々への直接的な損害 (injury) ゆえにではなく、ある種の人種プロファイリングは、相互にリスペクトしあうコミュニティを築き上げ、維持するという、より大きなプロジェクトを掘り崩すがゆえに悪い、というものである (177)。とくに人種プロファイリングの対象者が社会的マイノリティの場合、それは社会生活の全般にわたって存在する有害なステイグマと敵対的な態度を、意図せずに正当化する (inadvertently legitimate) 可能性がある。アイデルソン

は、プロファイリングは、特定の文脈のなかで行われる場合、その「慣習的」な意味ゆえに「偶然的に」悪く (bad) なると言う (177)。

アイデルソンはまず、プロファイリングと容疑者記述 (suspect description) の違いを確認する。容疑者記述とは、典型的には特定の犯罪現場に残された容疑者の特徴に関する証拠や証言から、その特徴をもつ人々を容疑者として絞りこむ捜査手法である。両者の違いについての既存の議論を検討した上で、アイデルソンは両者の違いを、「異なる推論経路をとる」という点に求める (180-5)。たとえば、殺人現場で足跡を調べたところ、片足を引きずっていたことが分かるとする。この特徴は容疑者記述であると言える。この推論には、ある種の犯罪が足を引きずる人々によって犯されがちだ、というような一般化は伴わない。他方、プロファイリングだけが一般化に依拠している (185)。

ではプロファイリングの何が問題なのか。人種プロファイリングの問題は従来、第一に、人種の本質に何かを関連付けている点——人種は本人が責任がないものであるか、犯罪に因果的に結びつかないものなのに——、第二に、人種プロファイリングは正当化されない害を、捜査の対象として選別された個人に与える点に求められてきた (187)。しかしアイデルソンはこのいずれも十分ではないとして斥ける。

まず人種 (や性別) は本人の選択の結果でなく、従って責任はないという議論については、しかしもしある特徴をもつことが本人の責任だったとしても、それでもこの特徴をプロファイルされる負担を負うのは仕方がないとは言えない場合もある。現金で飛行機のチケットを買うことや、特定の服装をすることは本人の選択であるが、それに対するプロファイリングにはつねに問題はないとは言えない (189-90)。たしかに一般に、変更不可能な特徴に基づくプロファイリングは負担が大きくなりうる。だが、可変的である特徴に基づいて負担をかけることが、そうでない場合よりも必ずしも公平になるわけではない (191)。

次に、人種は犯罪の帰結でも、その意図の帰結でもないという批判について、アイデルソンは、しかし人種が犯罪傾向とまったく関係がないとは言えないと指摘する。もちろん正確な証拠に基づくよりも不正確な基準で捜査対象にされることはより悪いと言える。しかしそれは人種プロファイリングへの原理的反論にはならない (194-6)。

このように論じた上で、人種プロファイリングの害に着目する議論には、その悪質さを説明する可能性が残っているとされる。アイデルソンによれば、害に着目するとしても、プロファイリングの対象となる個人への害を問題にする「狭義の害 (narrow harm)」説と、それに加えて、直接対象にはならない人をも害しうるようなより広範な社会的コストを問題にする「広義の害 (broad harm)」説がありうる (197)。

「狭義の害」には、たとえばスティグマ化や辱め、貶価等がありうる。これらも社会的な文脈に大きく依存する。とはいえ、実際にプロファイリングの対象になったとしてもそれを感じない人もいる。逆にプロファイルはされていなかったとしても、別の理由で職務質問の対象になったり、空港で詳細な荷物検査の対象になった場合に大きな害を感じる人もいる (197-206)。

アイデルソンによれば、狭義の害説には限界があるが、広義の害説は有望である。広義の害説には相互に重なる複数の懸念からなる。

- 1 人種プロファイリングは、たとえその人々自身がプロファイルされず、またプロファイルされないと信じていたとしても、プロファイルされる集団のメンバーを貶価し、スティグマ化し、疎外し傷



つけうる。

2 プロファイルされる集団のメンバーに対する他の人々の態度に関して、重大な帰結を持つ。

3 プロファイルされる人種集団のメンバーは、この害に対してルサンチマンまたは敵意をもって反応するかもしれず、それが他の人々を傷つけ、または他の重要な社会的価値を掘り崩しうる。(207-8)

いずれにしても社会的文脈が決定的に重要になる。アイデルソンはとくに「人種」プロファイリングを、その他のプロファイリングよりも害の大きいものにする社会的意味があると論じる。

たとえば、飛行機のチケットを現金で購入する人々へのプロファイリングは、その人々への不信や敵意を促進することはほぼ考えられない。それは、チケットを現金で買うという「アイデンティティ」が社会的に顕著ではなく、既存のスティグマなどが無いからである。他方、黒人やムスリムの人々への既存の社会的イメージは、敵意や侮蔑、疎外を生み出す元になる。

また、白人ドライバーの飲酒運転が多いとして、白人ドライバーに対するプロファイリングに基づく検問があるとする。しかしこれに反対する議論は、黒人が対象になる場合よりも弱くなる。というのも、既存の社会的偏見が、白人よりも黒人をより傷つきやすいものになっているからである。(208-9)。

人種プロファイリングがなぜ、重要な個人的・社会的財をとりわけ脅かしがちなのか、という問いへのアイデルソンの答えは以下である。それは、人種プロファイリングによって作られる公的メッセージを、私たちは、有害なレイシズムを促進するような仕方と解釈する傾向がとくに高いからである(213)。

アイデルソンはまた、人種プロファイリングは抑圧的な社会関係の形成に寄与しないという議論を批判して、次のように述べている。

「犯罪行為 (criminality) の代理指標として人種を使うことは、マイノリティ集団に対するレイシストの想定を証明するものとして受け止められがちであり、それによって、既存の抑圧関係のもっとも直接的な要因となる偏見そのものを助長する (nurture)」(215)

アイデルソンによれば、この議論は人種プロファイリング以外の統計的差別にも拡張できる(219)。たとえば、HIV 感染に対する対策として、過去に男性と性行為をした男性からの献血を拒否する政策があるとする。これが統計的差別であることは明らかである。しかしこれは、アイデルソンの議論からすれば、基本的ディスリスペクトを表示していない。ではこれは悪質ではないのだろうか。類似する方針と比較すると、たとえば、献血について感染症の人は拒否される。また、特定の国への旅行後も一定期間は献血ができない。イギリスでは家族にプリオン病の病歴がある人は、献血ができない。ではなぜ、性行為歴で献血を拒否するのは、より不公平だと言えるのか。

アイデルソンはまず、狭義の害について次のように論じる。この統計的差別は、当人たち自身に心理的な害を与えるだろう。ゲイ男性を相互に支え合うコミュニティから排除すること、献血によって実現される市民の関与から排除することが、焦点になる。それは家族の病歴よりも、より害が大きい(220)。次に、「広義の害」説からすれば、この政策は、ゲイ男性に対する偏見に対して、国家の医学的権威の「公的お墨付き (public seal)」を与えるリスクがあると言える(221)。さらに、この害は実際に排除される人々に必ずしも限定されず、社会的な態度への影響を通して、献血しようと思わずまたこの政策を知らないゲイ男性をも間接的に脅かしうる。

プロファイリングについて以上のように論じたで、アイデルソンは、本書全体の結論部で、社会的文脈とディスリスペクトの関係をあらためて整理している。それによれば、本質的に悪質な差別と、害ゆえに悪い (bad) 差別があるが、ある種の差別の有害な効果は、基本的ディスリスペクトをもつ行為を生じさせる条件となる。たとえば、慣習的にディスリスペクトする行為があり、知りながらそれを無視することは、基本的ディスリスペクトになる (223-4)。たとえばプロファイリングについても、もし上記の議論に一定の妥当性があると考えられるとすれば、それでもなおプロファイリングを支持することは、それによって傷つけられる人々への害を軽視することになり、それ自体が基本的ディスリスペクトになるだろう (224)。

## 二 検討

### 二-一 アイデルソンの議論枠組み

アイデルソンの議論枠組みは、一一でも簡単に示したように分かりやすい。ただ「悪質な差別」については複数の基準が用いられているので、あらためて整理しておきたい。

まず悪質な差別は、ディスリスペクトする差別とディスリスペクトしない差別 (害だけの差別) に分かれる。そしてディスリスペクトは、平等へのディスリスペクトと自律へのディスリスペクトに分けられる。その上で、これらは排他的ではないため、平等と自律双方へのディスリスペクトの三つのタイプに分かれる。他方、害がある差別も、狭義の害と広義の害に分けられる。広義の害がつねに狭義の害を含むのかどうかは明確ではない。この二つを分けるとすると、広義の害のみ、狭義の害のみがあるが、この二つも排他的ではないので狭義かつ広義の害の三つに分けられる。そして、ディスリスペクトする差別と害ある差別もまた排他的ではないので、形式的には十六種類に分けられる。

		ディスリスペクトする差別 (本質的に悪質な差別)			ディスリスペクトなき差別
		平等ディスリスペクト	自律ディスリスペクト	両方	
害ある差別 (偶然)	狭義の害	⑦	⑨	⑬	① profiling (majority)
	広義の害	⑧	⑩	⑭	② profiling (minority)
	両方	⑪	⑫	⑮	③
害なき差別		④歩道で長く待たされる	⑤統計的差別の一部	⑥	⑯ 中立的差別

この分類は単に論理的に可能な区別にすぎず、実際のケースに当てはめて認識利得がなければ意味がない。とはいえ、アイデルソンが提示する諸項目を明示することで分かることはある。それは、アイデルソンの議論において、ディスリスペクトと害がいずれも伴うケースや、ディスリスペクトおよび害の内部でも二つの種類のディスリスペクトや害が重なるケースはそれ自体として分析されていないという点である。おそらく、この分類を踏襲するとして、二つのディスリスペクトと二つの害がすべて揃った箇所が典型的な差別になるだろう。

冒頭の「差異処遇」「不利な差異処遇」「特徴に基づく差異処遇」の表の「中立的差別」の箇所に上記

の表を省略して挿入すると次のようになるだろう。

	不利益を与えない差異処遇	不利益を与える差異処遇			
特徴に基 づかない	① 単なる差異処遇 ・受験番号順で試験室を分けられる	② 特徴に基づかず不利益を与える差異処遇 ・クジの当落 ・完全にランダムに試験の可否を決める。			
特徴に基 づく	③ 特徴に基づくが不利益のない差異処遇 ・男女別更衣室	④差別	ディスリスペクトする差別（平等と自律）	ディスリスペクトなき差別	
		害ある差別	狭義の害	何らかの特徴に基づいて不利益を与え、熟慮過程に相手に対する尊敬の欠如がある。かつ相手に害がある。	プロファイリング（入試や就職で落とされることも含む）
			広義の害		プロファイリング（対象がマイノリティ集団の場合）
		害なき差別		歩道でわずかに長く待たされる。	中立的差別 ・友人の選択

グレーの箇所が悪質な差別である。この表がアイデルソンの議論をおおむね表現しているとしたら、アイデルソンが「コアケース」と呼ぶもの、差別の典型的なケースの多くは、グレーの箇所の空白部分に当てはまると思われる。平等と自律の双方に対してディスリスペクトフルであり、かつ「広義の害」と呼ばれるものを伴うはずだからである。アイデルソン自身はディスリスペクトと害が重なるケースをとくに焦点化して論じているわけでもないが、この分類からだけでも悪の大きさという観点から典型的なケースを評価することもできると思われる。

以上はもちろん大雑把な概要であり、正確ではない。たとえば、とくに自律に対するディスリスペクトには非比較的ディスリスペクトも含まれるが、比較的／非比較的という区別は反映されていない。

とはいえ私は、このような分類以前に疑問がある。以下では二つの疑問点を提示しておきたい。

## 二-二 意図か社会的文脈か——熟慮過程と説明条件

一つ目は「熟慮過程」と「説明条件」についてである。

第一に、「熟慮過程」について、アイデルソンによれば、差別の場合、行為者に自覚されている必要はなく、意図や信念がなくても、その熟慮過程にリスペクトの欠如という態度が帰属される。アイデルソンによれば重要な点は、「人がなぜ・何をするかではなく、人が何をしそこねる (*fails*) かにある」(169)。

たしかに、リスペクトの欠如は、文字通り特定の態度の欠如であって積極的な内容をもつ態度ではないため、本人の自覚や意図、または明確な信念がなくても帰属しやすいように見えるかもしれない。たとえば当人の心理状態として実質的な内容（たとえば命題的態度）を帰属できなくてもよいとは言える。しかしやはり疑問は残る。意図や信念などの心理状態を媒介にせず、何を手掛かりにして「熟慮過程」を帰属できるのか。それは、行為の外形的な観察——行為タイプに関する「薄い記述」——に基づくしかないのではないか。そして、その段階で社会的文脈を考慮する必要があるのではないか。

これが第一の疑問だが、これに対して、仮にリスペクト義務の不履行を、社会的文脈を参照せずに熟慮過程に帰属できるとする。しかし第二に、仮にそうだとすると、それとは独立して「説明条件」についても疑問がある。それは、ある行為が差別であるということをどのようにして知なのか、つまりどの特徴に基づく（または反応した）差別かを、どうやって特定するのかという問いである。

ある差異処遇がそもそも差別であるかどうかの認識は、その差別の種類を必要とする。この「説明条件」は差別論一般にとって重要な貢献である。アイデルソンによれば、それは、ある特徴への知覚が「説明に貢献する」かどうかによって分かる。

だが問題は、説明に貢献する知覚を、心理状態も社会的文脈も参照せずにどのようにして特定するのか、である。人は様々な特徴をもっているため、ある差異処遇が、その対象者のもつどの特徴に対する知覚的な反応によって説明されるのかを、一例だけで特定することはほとんど不可能と思われるからである。私見では、意図などの心理状態を除外するならば、本人自身の行為パターンまたは既存の社会に存在する行為集合を考慮に入れるほかにないと思われる。これらの考慮を完全に除去した「説明条件」は何も説明しないと思われる。

アイデルソンは「説明条件」に関して、自説に「似た」見解としてリンダ・ハミルトン・クリーガーの一節を引用している。それによれば、（ここでは雇用差別に関して）重要な点は、「意思決定者が応募者または被雇用者の集団の地位 (group status) が違いを作り出すことを意図していたかどうかではなく、集団の地位が雇用者の行為のなかで『違いを作り出す』かどうか」<sup>ix</sup>である（22に引用）。

だが、この一節はアイデルソンの議論とは似て非なるものである。アイデルソンの「説明条件」のなかに「集団の地位」が入る余地はないからである。これを説明項として用いるためには、特定の集団の地位があらかじめ認識されていなければならない。任意の集団の地位では、特徴の範囲を限定できないからである。

たとえば、ある人（々）が不採用になったとする。この扱いの違いを、その本人の「集団の地位」によって説明するとして、その人がどの「集団」に属していると知覚されたのかを、心理状態も他の類似する諸行為（つまり社会的文脈）も手掛かりにせずに、一例だけで特定することができるだろうか。絶対に不可能とは言えないとしてもきわめて困難だろう。

単に何らかの特徴を共有しているというだけで集団を特定するとすれば、人々のあいだには様々な共通点がありうるので、たとえば「顎の長い人々の集団」なども含めて、多数の説明が並立するだけだからである。私見では、特定の集団の地位を認識するためには、当の行為だけでなく、他の諸行為も含めた社会的・歴史的な文脈の考慮が必要である。この文脈によって限定しない限り「集団の地位」を説明に用いることはできない。しかし、アイデルソンの議論において差別の定義の中に社会的文脈を入れる余地はない。社会的文脈を考慮しないならば、意図を含む心理状態に依拠せざるをえないだろう。

以上は直接差別に関する疑問点だが、構造的差別について問題はより先鋭化する。構造的差別は知覚的反応を媒介する必要はないとされているからである。アイデルソンの構造的差別の定義は以下である。

ある行為または方針がPに基づく「構造的差別」であるのは、それが、他の集団との関係でPによって定義される集団に対して比較的な不利益を与え、かつそのことがPに関する違いによって部分的に説明されるときである。（25）

たとえば、ある店が一七〇センチ以下の人の入店を制限していたとする。これはたしかに、性別の違いによって「部分的に説明」されうる。だが、この身長制限は、年齢によっても「部分的に説明」される。年齢は性別よりも身長との統計的な繋がりが強いだろう。しかしさらに、身長制限は、「足のサイズの大きさ」や体重、また脚の長さ、顔の長さなどによっても「部分的に説明」されるだろう。身体の様々なパーツの大きさは、おおむね身長と相関しているからである。構造的差別の可能的な種類は「無際限に」とまでは言わないとしても、かなり拡大する。

ここで、その範囲は先の定義の「Pによって定義される集団」という条件によって限定されているように見えるかもしれない。だが、「Pによって定義される集団」とは何か。「P」に任意の特徴を代入してよいのだとすると、先述のとおり人々のあいだの共通点は探そうと思えばいくらでも探せるので、限定力がなくなる。限定するためには、たとえば、すでにPに基づく差別の対象になっている集団といった条件を入れる必要があるだろう。そしてそれは、社会的顕著性集団と同じものになる。だが、アイデルソンは、社会的顕著性またはそれに類する条件を差別の定義に入れることを明確に否定している。以上から、アイデルソンの構造的差別の定義は空虚である。

### 二-三 広義の害とディスリスペクト

二つ目は第六章の「広義の害」とディスリスペクトの関係に関わる。アイデルソンの「広義の害」論は、差別のパラダイムケースを他から区別するという課題に対応している。だが、そもそも害を媒介にする必要があるのだろうか。

アイデルソンの議論を再確認しておこう。「広義の害」とは、差別を直接被っていなくても、同じ特徴をもつ他の人々が、社会的な文脈を背景として被りうる害である。たとえばそれは、人種プロファイリングの対象となる特徴を共有する人々が被りうるスティグマ・貶価・疎外などであり、また人種プロファイリングによって偏見や敵意が助長され、その結果、差別行為が増加することでマイノリティに与えられうる害などである。

ただし、アイデルソンの議論では、既存の偏見や敵意などを助長・強化することは、それ自体としては広義／狭義を問わず「害」にとって必要でも十分でもない。もし、既存の差別的価値観や偏見を助長・強化し、かつ広義の害がないケースが存在しないならば、「害」を媒介にする必要はとくになくなるからである<sup>x</sup>。アイデルソンの議論では、ある行為が（彼が定義する）リスペクト義務に違反せず、害も与えないならば、仮にマイノリティへの既存の偏見や敵意を助長したとしても悪質だとは言えない。他方、たとえばマジョリティ特徴に基づくプロファイリングなどがマジョリティに対して害をもたらすならば、偏見や敵意の助長などがなくても悪質だと言える。

とはいえ、「広義の害」が生じることが分かっている場合、それを知りながら当の行為（たとえば人種プロファイリング）を実行したりそれを支持したりすることは、被害者の利害を軽視（discount）しているという理由で基本的ディスリスペクトになる。ひとたび「広義の害」があることが分かれば、その後それに類する行為を行う場合、リスペクト義務違反が帰属されることになる。（224）

このアイデルソンの議論は次のように解釈できるだろう。つまり、ある種の行為がタイプとして把握され、それが「広義の害」をもたらすことが判明すれば、その後、個々の行為がもたらす害を見なくても、そのタイプの行為にコミットすることはディスリスペクトになりうる。

さらに次のようにも言えると思われる。「広義の害」が存在するにもかかわらず、それを知らないとすれば怠慢——たとえば認知的責務の不履行——が帰属される。この怠慢はそれ自体、この広義の害を被りうる人々の利害への無関心を反映しており、ディスリスペクトフルであると言える（ただしインプリシットバイアスと同じく確信犯的な場合に比べて酌量される場合はある）。

このように解釈するならば、アイデルソンの議論は社会的意味説にかなり近づく。ただし、「害」を媒介にする点は大きく異なる。アイデルソンの議論では、文脈的な背景の有無が広義の害を生じさせるかどうかは偶然的である。

以上を再確認した上で、二つの点が指摘できるとと思われる。

第一に、狭義／広義いずれにせよ「害」を媒介にすることは、利点とともに難点をもつと思われる。害を媒介にすると、その有無だけでなく、その大きさにも結論は左右されることになるだろう。これはケースバイケースで繊細な考察を可能にするという点では利点であると言える。だが、「広義の害」の前提となる文脈的な背景や要素は、害の有無や大きさにとって副次的である。これは、差別のパラダイムケースを他と区別して説明するという課題を重視するとすれば<sup>xi</sup>、難点になるだろう。

ただしこの点は、この課題を共有しないとすれば「難点」にはならないかもしれない。

しかし第二に、今の点とは別の疑問点がある。それは単純に、なぜ「広義の害」を媒介する必要があるのかという疑問である。既存の偏見や敵意を助長・強化し、抑圧構造の維持に資するような行為は、それが判明した段階でそれだけで（害を介さずに）ディスリスペクトフルだと言えないのだろうか。広義の害説にとって、ある政策や方針が既存の偏見や差別的な考え方を助長したり正当化したりする意味をもつことは、害の可能性を認識するための前提である。ところで、アイデルソンによれば、平等リスペクトの義務は、相手の利害を他者と同等の重みをもって扱えという義務である。ここに、ある人々の利害を他者と同等に扱わない諸行為が多数あり、その背後に偏見や敵意、差別的な信念などがあるとす。それらを助長したり是認したりすることは、それ自体でこの義務に違反していると思われるからである。

一言で言えば、ディスリスペクトフルな行為や価値観を助長したり是認したりすることは、それ自体がディスリスペクトになるのではないか。たとえば、いわゆる人種差別語（racial slurs）やヘイトスピーチは、既存の差別や偏見を意図的・直接的・積極的に正当化し、さらに扇動する言動である。これがディスリスペクトフルで（も）あることには——アイデルソンも述べる通り（167）——議論の余地はないだろう。もちろん、人々を分ける行為は発話や表現とは異なる。しかし少なくとも特定の行為は、言語的な意味をもちうる。それは「広義の害」説の前提であり、私見では社会的意味説にとって重要なポイントである。そうだとすれば、それが仮に非意図的・間接的であっても、実際の害を媒介せずに、それ自体としてディスリスペクトになると言えるのではないか。

## おわりに

以上、長々とアイデルソンの議論を紹介してきた。最後にごく簡単にではあるがアイデルソンの議論へのコメントを付した。

最初に述べたように、私はアイデルソンの結論にも、またその議論の主要部分にも疑問があるが、しかし同書が差別の哲学において最重要文献の一つであることには変わりはない。何よりも、様々な事例

を重要な区別を導入しつつ明快に分析する点、また他説の周到な検討を踏まえて体系的な議論を構築するところは、仮に本書の結論や大きな枠組み自体に疑問があるとしても、本書を差別の哲学における第一級の文献にしている。

差別とはそもそも何か、そして何がそれを悪質なものにするのかという問いを根本的に考えるために、本書が様々な論点について非常に重要な示唆を与えていることを知ってもらえたとすれば、本稿の目的は達成されたと思いたい。

## 文献

Cavanagh, Matt 2002 *Against Equality of Opportunity*, Oxford University Press.

Gardner, John 2018 “Discrimination: the Good, the Bad, and the Wrongful,” [Draft] *University of Oxford Legal Research Paper Series*

ダーウォル、スティーヴン 2017 『二人称観点の倫理学——道徳・尊敬・責任』寺田俊郎監訳、会澤久仁子訳、法政大学出版局

Hellman, Deborah *When is Discrimination Wrong?* Harvard University Press. (=池田喬・堀田義太郎訳『差別はいつ悪質になるのか』法政大学出版局、2018)

江原由美子 1985 「からかいの政治学」『女性解放という思想』勁草書房

---

<sup>i</sup> **wrong** は **bad** と区別して「不正」と訳すべきだが、次の理由から「悪質」としている。第一に、アイデルソンの議論でも、とくに他説を検討する際、**wrong** と **bad** は (**objectionable** や **condemnable** とともに) 互換的に使用されていること (72-3; 83; 102-4; 214; 225 等)。第二に、他の差別の哲学の文献でも **bad** と **wrong** の違いが、少なくともそれらの根拠をめぐる考察という文脈では、それほど重視されていないこと。第三に、**worse** などの程度に言及する際、「より不正」とするよりも「より悪い」または「より悪質」とする方が日本語としてはスムーズであることである。ただし、こう述べるからといって、両者を区別すべき文脈を軽視しているわけではない。たとえば差別の哲学でも **bad** と **wrong** の区別を重視する議論もある (Gardner 2018)。

<sup>ii</sup> 第二章「間接差別の難問」は重要な論点を多数含むが省略する。

<sup>iii</sup> このカテゴリーの具体例については池田喬氏との議論に負っている。

<sup>iv</sup> ここではリップパート＝ラスムッセンの議論、家族優遇や適性のない応募者 (**unqualified applicants**) への不利処遇は差別ではない、という一節が言及されているが、これを批判してアイデルソンは、「家族優遇」は差別であると述べている。しかし、アイデルソンのように中立的差別を定義するならば、受験の可否なども含めて、いわゆる身体的な特徴や変更できない (**immutable**) 特徴に限定せず、適性のない、つまり資格や技能のない応募者を雇用しないことも含めてすべて「差別」とする方が一貫しているだろう。

<sup>v</sup> この例は James Woodward, “The non-Identity Problem,” *Ethics* (96:4) 1986 から取られている。

<sup>vi</sup> この「認知的リスペクト (**recognition respect**)」はスティーヴン・ダーウォル (ダーウォル 2017) の用語である。ダーウォルの訳書では「認知としての尊敬」とされている。これは、称賛のような評価を含まないタイプのリスペクトである。たしかに、リスペクト——日本語では「尊敬」や「尊重」——は日常的には、相手の優れた性質などを評価したり称賛することを含意することもある。それに対して、「認知的リスペクト」は当人が人であることだけで尊重すべきだということであり、称賛などの要素は不要である。ダーウォルによれば、「認知としての尊敬は、あるものがいかに価値づけられ評価されるべきかではなく、それに対するわれわれの関係がいかに統制され統御されるべきかに関わる」(ダーウォル 2018: 192)。

<sup>vii</sup> アイデルソンは、多くの文化で、ジェンダーベースのディスリスペクトは、女性の福利そのものの等しい価値に対するディスリスペクトとしてよりも、女性の独立した反省的な行為者としての地位に対す

---

るディスリスペクトとして見下し (condescension) を含む、と述べている (107)。

viii この「選好」をめぐる議論も全体として重要である。たとえば、差別を真剣に批判する人々を「からかう」「茶化す」「冷笑する」といった行為や、差別を「冗談」として扱うことが、しばしば (元の) あからさまな差別処遇そのものと同等に、または場合によってはそれ以上に悪質に思えることがある。差別に関わる「からかい」や「冷笑」に特有の問題についてはかねてから重要な指摘があるが (江原 1985)、アイデルソンの議論からは次のように説明できる。つまりそれらが元の差別処遇と同等、またはそれ以上に悪質に思われることがあるのは、これらは相手の利害に対する積極的な軽視と見下しであり、ディスリスペクトの度合いが高いからである。

ix 「応募者または被雇用者の」は、アイデルソンの引用では省略されているが、引用元の原文から補った。

x 「偶然的 (contingent)」についてアイデルソンの議論では二重の意味がある。第一に、ある行為が、社会的歴史的な文脈によって、既存の差別や偏見を助長する意味をもつという偶然性 (文脈依存性としての偶然性)。第二に、その行為が既存の差別や偏見を助長すると言えるとして、しかしそれが「広義の害」をもたらすかどうかに関する偶然性である。もし第一の意味での偶然性だけならば、広義の害は必然的になり説明項として余分なものになる。

xi パラダイムケース (またはコアケース) を他の事例と区別せずに差別の中心的な位置から外してしまうことは、第二章でソフィア・モローの議論を批判する文脈で「過小包摂 (under-inclusive)」問題として指摘されている。